

令和 7 年度
常総市公共施設マネジメント民間提案制度(テーマ型)
募集要項

常総市市長公室資産活用課

空 白

1 趣旨

人口減少社会に対応した効率的な施設運営を実現するため、市では公共施設を経営的視点で捉え、維持管理コストの最少化と施設の有効活用を図る公共施設マネジメントを推進しております。

これからの行政経営にとって欠かすことのできない公民連携を推進するため、民間事業者からの提案による事業化を検討する制度（以下「民間提案制度」といいます。）を運用しておりますが、その中で、本募集要項は、この民間提案制度に基づき、令和7年度のテーマ型提案方式による提案募集等について必要事項を定めるものです。

2 制度概要

民間提案制度は、民間事業者から市が保有する土地・公共施設等の資産（以下「公共施設等」といいます。）に関する提案を求め、公共施設マネジメント及び自治体経営に貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、提案が採用された者との随意契約を前提としています。

ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

3 事業概要

（1）事業名称

常総市公共施設マネジメント民間提案制度（テーマ型）

（2）テーマ

次のテーマについて、民間事業者からの提案を募集します。

- ・市有施設における電力供給事業

（3）提案の要件

提案の内容は上記のテーマに関するもので、市の目的達成につながるものとします。今回の目的については、別紙「テーマ型提案募集シート」に示します。

なお、原則として、使用電力量料金の支払い以外に新たな財政負担を伴わないものとします。ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つ提案や提案事業のリターンが大きくなることが見込める提案など、本市が新規に予算設定をすべきと判断したものについては、この限りではありません。

(4) その他の要件

その他の要件については、別紙「テーマ型提案募集シート」に示します。

(5) 事業実施期間

事業の実施期間は、最短で2年以上とし、市と事業者と協議の上決定します。

なお、市では令和7年10月からの電力供給開始を目指しておりますので、それを目標にしたスケジュールの設定をしてください。

(6) 提案の資金調達・報酬等

提案に当たっては、次に定める方法等により必要な場合は資金調達、報酬を得るものとします。

- ア 提案による光熱費等の削減相当額
- イ その他提案に関連して発生する収入

(7) 資金調達、報酬に関する注意事項

ア 資金調達、報酬が光熱費の削減相当額等による場合は、その一部を本市に還元することを条件とします。

イ 法令等によって報酬の基準が定められている場合は、当該基準によるものとします。

(8) 提案の留意事項

ア 提案に当たっては、その提案内容がどのように目的達成に貢献するのか明確にしつつ、自由度の高い提案としてください。

イ その他、提案者は、次の項目を確認のうえ、提案することとします。

(ア) 本要項で定める書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求めることがあります。

(イ) 受付期間終了後、提出された書類の差替は原則として認めません。

(ウ) 提出された書類は返却しません。

(9) 事業スキーム

民間提案制度の事業スキーム（枠組み）は、「ア 提案の受付」「イ 協議対象の選定（交渉権者の決定）」「ウ 詳細協議」「エ 契約締結」「オ 事業実施」とし、次の項目を基本とします。

ア 提案の受付

民間事業者からの提案を受付します。

イ 提案の選定（交渉権者の決定）

提出された提案を審査し、協議対象を選定します。

ウ 詳細協議

事業実施に向けた諸条件について協議します。

エ 契約締結

事業実施の協議が成立した場合は、市と交渉権者が契約を締結します。

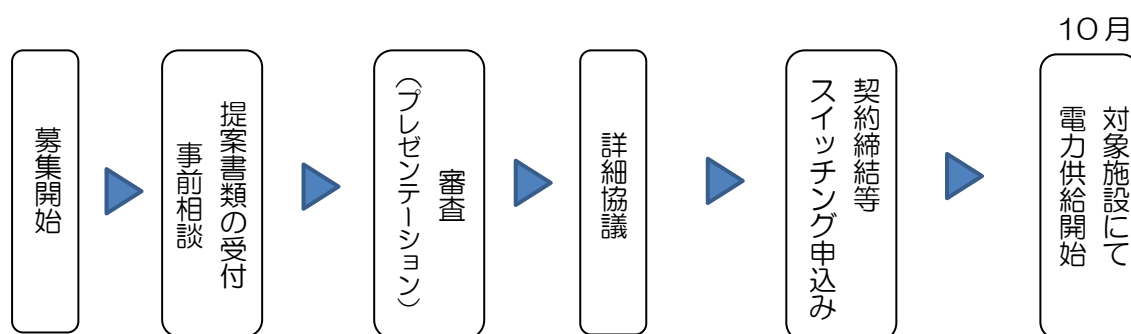
オ 事業実施

交渉権者は、事業者として事業を履行します。

(10) 事業スケジュール

提案の募集及び審査等は、次の日程で行います。

募集要項の公表	令和7年5月30日（金）
事前相談の受付	令和7年5月30日（金）～6月23日（月）
提出書類の受付	令和7年6月9日（月）～7月4日（金）17:00
提案審査	令和7年7月中旬を予定
審査結果の通知・公表	提案審査後2週間以内



4 提案の募集（受付）

(1) 提出書類の種類

民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」といいます。）が提出する書類は次のとおりです。

名称	書式等	提出時の ファイル形式
提案者等に関する基本事項（様式1）	所定の用紙に従って作成	PDF ファイル
提案概要書（様式2）	所定の用紙に従って作成 ※電力量料金試算額については、様式2に記載の条件に基づいて試算してください。	
誓約書（様式3）	所定の用紙に従って作成	
登記事項証明書	交付から3か月以内のもの（写し可）	
国税及び地方税の未	未納がないことを証明するもので、交付か	

納のしないことの証明書又は納税証明書	ら3か月以内のもの（写し可） ①常総市内に本店又は支店等を有するとき ・常総市税の未納のしないことの証明書又は納税証明書 ・国税の未納のしないことの証明書又は納税証明書 ②常総市内に本店又は支店等を有していないとき ・国税の未納のしないことの証明書又は納税証明書	
最近1年間の財務諸表	貸借対照表、損益計算書 株主資本等変動計算書	
プレゼンテーション資料	審査委員会にて使用したい資料があれば提出してください。様式2「提案概要」を使用することも可とします。	PDF ファイル もしくは PowerPoint

（2）提出書類の受付

- ア 提案者は（1）の提出書類を作成し、受付期間内に「10 その他」に示す事務局（以下「事務局」といいます。）に電子メールで提出することとします。
- イ 提出書類の受付期間は、令和7年6月9日から7月4日17時00分までとし、提出後は速やかに事務局に電話連絡を行い、着信確認を求めること。

5 参加資格条件等

（1）提案者の参加資格要件

- ア 提案者は、提案内容を実行する意思を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ウ 提案者は、本市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

（2）提案者の要件

- 提案者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。
- なお、グループで応募する場合は、グループの全構成員が、以下に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定す

る者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていない。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

カ 契約締結に際し、常総市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて必要に応じて行う本人確認に応じることができること。

キ 国税及び地方税に滞納がないこと。

（3）提案に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い、特許権等

（ア）提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

（イ）提案者の提出書類については、提案審査以外で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

（ウ）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。

（エ）提案者が事業者となった場合、著作権は本市に帰属するものとします。

ウ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（ア）提出書類に虚偽の記載があった場合

（イ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 資料提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出することとします。

6 事前相談

- ア 提案内容の検討に当たって、事前相談を受け付けます。
- イ 事前相談を希望する場合は、事前相談申込書（様式5）に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより事務局に提出することとします。
- ウ 受付期間は、令和7年5月30日から6月23日までとします。
- エ 1回あたりの相談時間は1時間以内とします。
- オ 事前相談の有無が提案審査に影響を及ぼすことはありませんが、提案書の精度を高めるため、事前相談をすることをお勧めします。

7 審査

（1）提案審査

- ア 本市の職員で組織する常総市公共施設マネジメント民間提案審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において、審査を行います。
- イ 審査委員会は、提案者によるプレゼンテーションを受けて「（2）審査項目」に基づいて総合的に審査を行います。
- ウ 審査の結果、事業化に向けた協議を行うことが決定した提案を協議対象提案とし、当該提案をした提案者を交渉権者とします。
- エ 提案が多数になった場合は、提出書類による1次審査を行う可能性があります。

（2）審査項目

審査委員会は、次の項目に沿って審査を行います。

項目	内容	配点	
		小	大
事業効果	可能な限り電力量料金を抑えた最適な料金プランであるか。	60	100
	安定した電力供給が受けられるか。	20	
	事業計画は妥当か。	10	
独自サービス提案	独自のサービスなどにより市に与えるメリットがあるか。	10	

【積算方法】

それぞれの項目について4段階で評価し、割り振られた配点にそれぞれの評価掛け率を乗じたものを評価点として付与する。

(評価掛け率)

- A (優れた提案) 1
- B (やや優れた提案) 0.75
- C (標準的な提案) 0.5
- D (やや劣った提案) 0.25

【重要】

本事業の趣旨から、以下の基準に満たないものは、失格とします。

- ・審査項目に係わる合計得点が50点以上であること。

(3) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、提案者に対してメールで通知します。
- イ 審査結果は本市のホームページで公表します。
- ウ 採用となった提案については、「提案事業者名、提案名」を公表します。
- エ 不採用となった(協議対象とならなかった)提案については、公表しません。
- オ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

8 協議

(1) 事業化(電力供給契約)に向けた協議

- ア 交渉権者と本市は、提案内容を基に事業化に向けて協力して詳細協議や必要な手続等を行います。
- イ 提案の事業化に関して必要がある場合は、別に施設管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行います。
- ウ 協議及び関係者との調整等との結果、協議が成立(双方が合意)に至った場合、交渉権者を契約事業者(以下「事業者」といいます。)とします。

(2) 予算措置

詳細協議が整ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

(3) 協議における留意事項

- ア 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。
- イ 協議が成立し事業化が決定した案件については、本市のホームページで「案件名、事業者名」を公表します。
- ウ 本制度は、解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合

においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

エ ウの場合、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と本市と協議のうえ事業化を図ります。

オ 協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、交渉権者が協議過程において負担した費用やリスク等について、市は責任を負いません。

カ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、交渉権者の独自のノウハウ等が含まれている内容については公表の対象としません。

9 契約、事業実施

(1) 契約締結

事業者と本市は、協議成立後、提案事業の実施について契約を締結します。

(2) 契約の時期

事業者と本市は、次に定める時点において契約を締結します。

ア 予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点

イ 予算措置が必要な場合は、予算と協議が成立した後

(3) 事業実施

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容（当該事業）を履行することとします。

10 その他

(1) モニタリング

提案を事業化した後、事務局が実施するモニタリング調査について、事業者は協力することとします。

(2) 事務局

本事業の事務局は以下のとおりとなります。

【事務局】常総市 市長公室 資産活用課 施設マネジメント係

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3（市役所本庁舎 3 階）

電話：0297-23-2902（直通）

FAX：0297-23-2162

E-mail：fm@city.joso.lg.jp